

愛知県公共工事請負契約約款第 26 条第 5 項（単品スライド条項）の
増額または減額となる場合の運用について

平成 26 年 4 月 1 日 施行

令和 4 年 6 月 24 日 一部改定

令和 4 年 8 月 1 日 一部改定

令和 5 年 4 月 1 日 一部改定

(1) . 共通事項

1) 対象工事

- ・以下の条件を全て満たした工事を単品スライド条項の適用対象工事とする。
- 対象材料の価格が対象工事費の 1%以上変動している工事。
- 請負者から決められた請求期間（「(2)-3)請求等手続き」参照）に請求があった工事、又は、本条項の適用により減額となる場合で発注者が請求する工事。

2) 対象材料

- 対象材料は、工事の請負代金額に大きな影響を及ぼす全ての主要工事材料とする。
- 材料品目類ごとの増額（減額）分が対象工事費の 1%を超える品目のみ対象とする。（例、「鋼材類」の変動額が対象工事費の 1.5%、「燃料油」の変動額が 0.5%の場合、「鋼材類」のみ対象となる。）
- 対象材料を使用し、市場単価を用いて積算している工種において、対象材料に係る材料費が分離できる場合には対象とすることができる。
ただし、材料費が分離できない市場単価でも、設計図書に数量が記載されている場合は対象とすることができる。この場合、市場単価に代えてその材料の実勢価格を変動前、変動後の価格として変動額を算出するものとする。
- 品目類の分類は、以下を目安とする。

（土木関係工事[愛知県建設局積算基準及び歩掛表等に基づき積算する工事をいう。以下同。]）

品目類	材料名等（例）
燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
鋼材類	<ul style="list-style-type: none"> ・ H形鋼、異形棒鋼、橋梁用厚鋼板、鋼矢板、鋼管杭、スクラップ ・ 鉄鋼二次製品（ロックボルト、ナット等） ・ 鋼材から加工された資材（ガードレール、照明柱、グレーチング、PC 鋼より線、鋳鉄管、タイロッド、ライナープレート等） ・ 鋼材類の賃料・損料についても対象とすることができる。（鋼矢板（賃料）、鋼矢板（不足分弁償金）等） ※非鉄金属（アルミニウム、鉛、金、銀、銅、ニッケル等）は対象外とする。
アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト
コンクリート類	レディーミクストコンクリート（生コン）、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品
その他	発注者・請負者間の個別協議に基づく

(建築関係工事[公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事をいう。以下同。])

なお、分類について疑義がある場合は、受発注者間で協議の上決定する。

工種	区分	品目	工事材料
建築工事	鋼材類	鋼材類	異形鉄筋、H形鋼、鋼板、鋼矢板、スクラップ等
	燃料油	燃料油	軽油、ガソリン 等
	その他の 主要な 工事材料	コンクリート類	生コンクリート、セメント、ブロック等コンクリート二次製品 等
		木材類	合板(型枠用合板含む)、木材 等
		アスファルト類	アスファルト防水材、アスファルト合材 等
		鋼製建具類	鋼製建具、鋼製軽量建具、ステンレス製建具、シャッター 等
		非鋼製建具類	アルミ製建具 等
		合成樹脂系材料類	ビニル床タイル、ビニル床シート、ビニル幅木等
		ボード類	せっこうボード、ロックウール吸音板、けい酸カルシウム板 等
		鋼製金物類	外装後半パネル、鋼製(ステンレス)手すり、軽量鉄骨下地 等
非鋼製金物類	外装アルミパネル、アルミ製手すり、アルミ笠木 等		

工種	区分	品目	工事材料
電気設備工事	鋼材類	鋼材類	金属管、鋼管、ケーブルラック 等
	燃料油	燃料油	軽油、ガソリン 等
	その他の 主要な 工事材料	機器類	照明器具、変圧器、発電装置、映像・音響装置等
		盤類	分電盤、制御盤、キュービクル式配電盤、端子盤 等
		電線・ケーブル類	絶縁電線、電力ケーブル、通信ケーブル 等
合成樹脂系材料類	PF管、CD管、硬質ビニル管 等		

工種	区分	品目	工事材料
機械設備工事	鋼材類	鋼材類	鋼管、弁類、ダクト(高圧)、ダンパー 等
	燃料油	燃料油	軽油、ガソリン 等
	その他の 主要な 工事材料	機器類	冷凍機、空気調和機、ポンプ、タンク、ヘッダー 等
		管材類(非鋼材)	銅管、塩化ビニル管 等
		保温類	保温材、保冷剤、防露材 等
		ダクト附属品	制気口、排煙口 等
		衛生器具類	衛生陶器、衛生器具ユニット、浴室ユニット等
コンクリート類	柵類 等		

3) 対象工事費の考え方

- 「対象工事費」とは部分払い済の出来高部分等を単品スライド条項適用前の最終的な全体工事費（請負代金額）から除いたものとする。（既済部分検査（出来形検査）済部分は対象外となる。）なお、部分払い時の支払額は、出来高部分の9割であり、「部分払い時の支払額＝部分払い済の出来高部分」ではないので注意すること。

ただし、既済部分検査（出来形検査）実施前に単品スライドの請求があったときは、出来形検査部分についても適用対象とする。

- 通常の単年度工事(部分払いなし)の場合は、「対象工事費」＝「単品スライド条項適用前の最終の請負代金額」となる。

4) 対象数量の考え方

- 原則として、発注者の設計数量（ロス分を含む）を対象とする。
- 燃料油以外の対象材料において、請負者の証明数量が設計数量（ロス分を含む）以下となる場合は、証明数量を対象数量とする。なお、請負者の証明数量が設計数量（ロス分を除く）より少ない場合は、対象材料とはならない。

ただし、設計図書に設計数量（ロス分を除く）の記載が無い場合は、発注者の設計数量（ロス分を含む）と証明された実際の購入数量のどちらか小さい方を対象数量とする。

【証明された数量と対象数量の考え方（設計図書に設計数量(ロス分を除く)の記載がある場合)】

証明数量 < 設計数量（ロス分を除く） → 当該材料は対象材料とならない

設計数量（ロス分を除く） ≤ 証明数量 ≤ 設計数量（ロス分を含む） → 対象数量は証明数量

設計数量（ロス分を含む） < 証明数量 → 対象数量は設計数量（ロス分を含む）

注) 設計数量（ロス分を除く）：数量総括表や図面等に記載されているロスを含まない数量

設計数量（ロス分を含む）：ロス分を含む積算上の数量

証明数量：請負者から証明された数量

【証明された数量と対象数量の考え方（設計図書に設計数量(ロス分を除く)の記載が無い場合)】

証明数量 ≤ 設計数量（ロス分を含む） → 対象数量は証明数量

設計数量（ロス分を含む） < 証明数量 → 対象数量は設計数量（ロス分を含む）

注) 設計数量（ロス分を含む）：ロス分を含む積算上の数量

証明数量：請負者から証明された数量

- 任意仮設については、請負者が必ずしも発注者が想定した工法で実施せず、使用する鋼材類等の種類や数量が発注者の想定と異なっていることが通常あり得る。任意仮設について請負者からの請求があった場合は、発注者が仮設として想定した鋼材類等についてその設計数量を対象数量とする。（例. 設計は鋼矢板Ⅲ型 10 t だが、施工は鋼矢板Ⅳ型 11t の場合、鋼矢板Ⅲ型 10 t が対象となる。）
- 性能規定での発注や材料承諾した場合等、発注者が設計時点で想定したものと、実際に施工したものが異なる場合は、発注者が想定した材料についてその設計数量を対象数量とす

る。

- ▶ 燃料油は、発注者の設計数量を対象とする。(土木工事の場合、この設計数量は、土木積算システムの「機労材集計リスト」の数量として良い。)
- ▶ 燃料油においては、購入時期、購入金額など証明できなくても、発注者の設計数量を対象数量とすることができる。
- ▶ 既済部分について出来高部分払い等を行っている場合は、その出来高部分に係る数量を除いた数量を対象数量とする。(ただし、既済部分検査(出来形検査)実施前に単品スライドの請求があった場合はその部分は対象とする。)

5) 既済部分検査

既済部分検査(出来形検査)を実施する場合、出来形検査前に単品スライドの請求があった時は、出来形検査部分についても単品スライド条項の適用対象とする。なお、その場合でも原則として工期末に変更契約を行う。

6) 部分引き渡しに係る「指定部分」の取り扱い

部分引き渡しを行う指定部分については、その部分のみを対象に単品スライド条項が適用されるため、「(2)-3)【(3)-3)】請求等手続き」にある「工期末」を「指定部分の工期末」と読み替えて、単品スライド請求を行う。

(2) . 請負者発議（増額）の単品スライド

1) スライド額の算定方法

$$\text{スライド額 (S)} = \text{対象材料の変動額} - \text{対象工事費} \times 1\%$$

対象材料の変動額 = 変動後の実勢価格 - 変動前の実勢価格

変動後の実勢価格 = $\Sigma \{ (\text{変動後の実勢単価} \times \text{対象数量} \times \text{落札率}) \}$

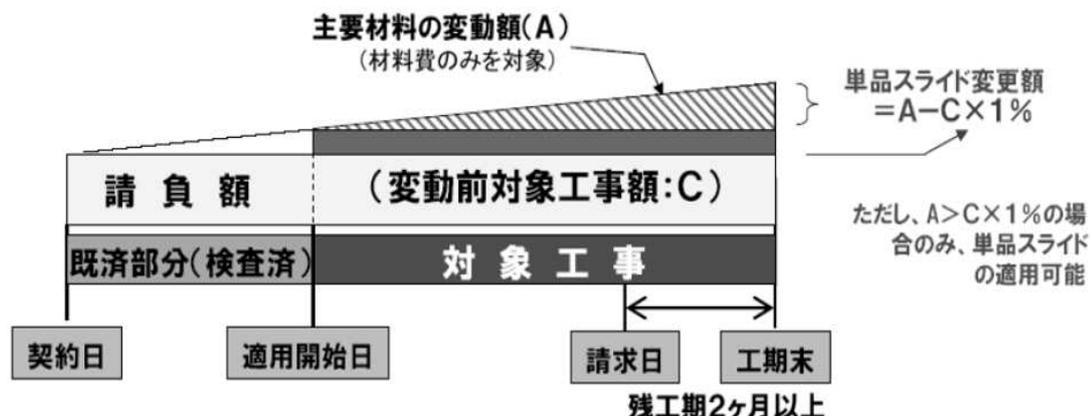
変動前の実勢価格 = $\Sigma \{ (\text{設計時点の実勢単価} \times \text{設計数量} \times \text{落札率}) \}$

(土木関係工事)

「変動後の実勢価格」より「請負者の実際の購入金額」の方が安い場合は、「変動後の実勢価格」に代えて「請負者の実際の購入金額」を用いる。

ただし、購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「変動後の実勢価格」より「請負者の実際の購入金額」の方が高い場合であっても、「請負者の実際の購入金額」を用いることを可能とする。なお、鋼材類については、特有の商慣行により「請負者の実際の購入金額」を示せない場合は、購入時期を証明できれば、「購入した月の物価資料の単価」を用いることを可能とする。

また、材料費の変動に伴う諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の変更は行わない。



(建築関係工事)

「変動後の実勢価格」より「請負者の実際の購入金額」の方が安い場合は、「変動後の実勢価格」に代えて「請負者の実際の購入金額」を用いる。

ただし、購入金額が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「変動後の実勢価格」より「請負者の実際の購入金額」の方が高い場合であっても、「請負者の実際の購入金額」を用いることを可能とする。この際、「変動前の実勢価格」に代えて、「請負者の当初想定した金額」を用いるものとする。なお、鋼材類については、特有の商慣行により「請負者の実際の購入金額」を示せない場合は、購入時期を証明できれば、「購入した月の物価資料の単価」を用いることを可能とする。

また、材料費の変動に伴う諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の変更は行わない。

2) 請負者への確認事項

- ▶ 燃料油以外の対象材料は、原則として対象数量全量の搬入時期、購入先及び購入金額を確認・証明できる納品書、請求書、領収書（以下、「証明書類」という）、全ての提出を請負者に求めること（返却を求められた場合は原本を確認のうえ、コピーすること）。ただし、鋼材類など、ミルシートにより対象数量、納品時期が証明できる場合は、納品書に替えることができる。なお、証明書類が提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。（ここでいう材料とは規格毎の材料という意味であり、搬入時期等を確認できない材料があったとしても、他の規格の材料まで対象材料としないという趣旨ではない）
- ▶ 任意仮設に対する請求があり、かつ、請負者の実際の施工が発注者の想定と異なる場合は、請負者の仮設工に必要な他の材料の搬入時期を証明する書類をもって証明できることとする。
- ▶ 燃料油は、証明書類の提出は必要ない。
- ▶ 下請企業等が購入している場合は、その企業の証明書類で問題ないが、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを確認すること。
- ▶ 複数の工事で合わせて材料を購入している場合、複数の工事全体で整合の取れた証明書類であれば問題ない。

3) 請負者が実際の購入金額により価格変動後の金額を算定することを希望する場合

（土木関係工事）

- ▶ 請負者が実際の購入金額により価格変動後の金額を算定することを希望する場合は、請負者が提出する対象品目及び対象材料の記載された打合簿を受理する。
- ▶ 購入価格が適当な金額であることを証明する書類とは、原則、実際の購入先を除いた2社以上の見積りとし、見積りの提出は工期内の代表的な月（1ヶ月以上）とする。見積りが徴収できない場合や購入先を含まない見積りが1社となる場合は、実際の購入先への注文時の見積りも含めるものとする。
- ▶ 価格変動後の金額の算定は、以下の2段階により行う。

<第1段階>

- ・対象材料毎に実際の購入金額の単価と2社以上の見積り単価を比較し、実際の購入価格が最も安価であることを確認する。実際の購入金額が最も安価であることを確認した材料については、第2段階へ移行し、実際の購入金額が最も安価とならない材料については、実勢価格にて価格変動後の金額を算定する。

<第2段階>

- ・材料毎に工事全体期間を対象に実際の購入金額の単価と実勢価格の単価（落札率を考慮）を比較し、実際の購入金額が実勢価格の単価（落札率を考慮）より+30%以内であれば妥当であるとし、実際の購入金額により価格変動後の金額を算定する。+30%を超えている場合は、発注者による見積りの徴収、近隣工事における材料の調達状況の確認、また、特別調査を行った調査機関への問い合わせ等により証明書類の確認を行い妥当性を確認できれば実際の購入価格にて価格変動後の金額を算定するものとし、妥当性が確

認できなければ、実勢価格によりスライド変動額を算定する。

〈確認時の留意事項〉

- ・複数の月に現場へ搬入・購入した場合の実勢価格の単価（落札率を考慮）は、各搬入月の単価を搬入・購入月毎の搬入数量で加重平均した単価とする。実際の購入金額の単価についても同様に購入単価を搬入・購入月毎の搬入数量加重平均した単価とする。
- ・実勢価格の単価は以下のとおりとする。
 - ・鋼材類：「現場に搬入された月」の物価資料の価格（落札率を考慮）
 - ・燃料油：「購入した月の翌月」の物価資料の価格（落札率を考慮）
 - ・その他主要な工事材料：鋼材類に準じる。ただし、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料は燃料油に準じる。

（建築関係工事）

- 請負者が実際の購入金額により価格変動後の金額を算定することを希望する場合は、請負者が提出する対象品目及び対象材料の記載された打合簿を受理する。
- 購入金額が適当な金額であることを証明する書類とは、原則、実際の購入先を除いた2社以上の見積りとし、見積りの提出は工期内の代表的な月（1ヶ月以上）とする。見積りが徴収できない場合や購入先を含まない見積りが1社となる場合は、実際の購入先への注文時の見積りも含めるものとする。

〈実際の購入金額の見積りの留意事項〉

- ・設計価格として提出された見積書については、市中における取引状況等（実勢価格帯）の確認のため、様式6の証明書を提出する。（設計価格とは、「公表価格」又は「希望小売価格」をいう。）
- 燃料油の金額については、現場内建設機械において、軽油引取税の対象となる重機に使用した単価が課税免除価格となっているか確認を行う。
- 請負者の当初想定した金額とは、入札時に想定していた金額を示し、証明書類として後述する資料を提出するものとする。ただし、後述する「大幅に乖離している場合の確認時の留意事項」により、追加提出を求める場合、提出された「①当初取り交わした書面」に示された金額を入札時に想定していた金額として取り扱う。なお、提出された想定金額が変動前の実勢価格より安価の場合は、変動前の実勢価格を適用するものとする。
- 請負者の当初想定した金額を確認するための資料は下記による。
 - ・想定した金額が確認出来る契約書等
（当初金額算定時に契約を行っていない場合は、見積書とする。なお、見積書を提出する場合は、様式6の証明書を添付する。）
 - 当初想定した金額が確認出来る契約書等（見積書）の提出が困難な場合は、実際の購入金額が確認出来る書類が提出されていても、実勢価格にて価格変動後の金額を算定するものとする。

▶ 価格変動後の金額の算定は、以下の２段階により行う。

＜第１段階＞

- ・対象材料毎に実際の購入金額の単価と２社以上の見積り単価を比較し、実際の購入価格が最も安価であることを確認する。実際の購入金額が最も安価であることを確認した材料については、第２段階へ移行し、実際の購入金額が最も安価とならない材料については、実勢価格にて価格変動後の金額を算定する。

＜第２段階＞

- ・材料毎に工事全体期間を対象に実際の購入金額の単価と実勢価格の単価（落札率を考慮）を比較し、実際の購入金額が実勢価格の単価（落札率を考慮）より＋３０％以内であれば妥当であるとし、実際の購入金額により価格変動後の金額を算定する。＋３０％を超えている場合は、発注者による見積りの徴収、近隣工事における材料の調達状況の確認を行い、妥当性を確認できれば実際の購入価格にて価格変動後の金額を算定するものとし、妥当性が確認できなければ、実勢価格によりスライド変動額を算定する。

〈確認時の留意事項〉

- ・複数の月に現場へ搬入・購入した場合の実勢価格の単価（落札率を考慮）は、各搬入月の単価を搬入・購入月毎の搬入数量で加重平均した単価とする。実際の購入金額の単価についても同様に購入単価を搬入・購入月毎の搬入数量加重平均した単価とする。
- ・実勢価格の単価は以下のとおりとする。
 - ・鋼材類：「現場に搬入された月」の物価資料の価格（落札率を考慮）
 - ・燃料油：「購入した月の翌月」の物価資料の価格（落札率を考慮）
 - ・その他主要な工事材料：鋼材類に準じる。ただし、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料は燃料油に準じる。

（大幅に乖離している場合の確認時の留意事項）

- ・建築関係工事においては、見積書は設計価格として提出されることが多く、発注者側が取引価格の実態を把握して、取引価格が適正かどうかを判断することは困難な状況である。よって、実勢価格に対して大幅に乖離している場合の確認において、単品スライドは資材の急激な高騰を受けた清算的な変更の趣旨から、下請側（納入メーカー）の請求に基づいた価格上昇分の費用が、関係法令に基づいた元請と下請の契約書類において、明確に確認できることを判断の基準とするものとする。

追加提出を求める書類

【建設業法の下請契約に基づく場合】

- ・建設業法第１９条に基づく書面
 - ① 当初取り交わした書面（見積書は不可）
 - ② 急激な資材価格の高騰を受け変更を行った際の書面

※書面に示された請負代金の額が確認できる明細を合わせて添付するも

のとする。

※②の書面について、契約書等の提出が困難な場合は、見積書を提出する。見積書の場合は、様式6の証明書を提出する。

【下請代金支払遅延等防止法に基づく契約の場合】

・下請代金支払遅延等防止法第3条に基づく書面

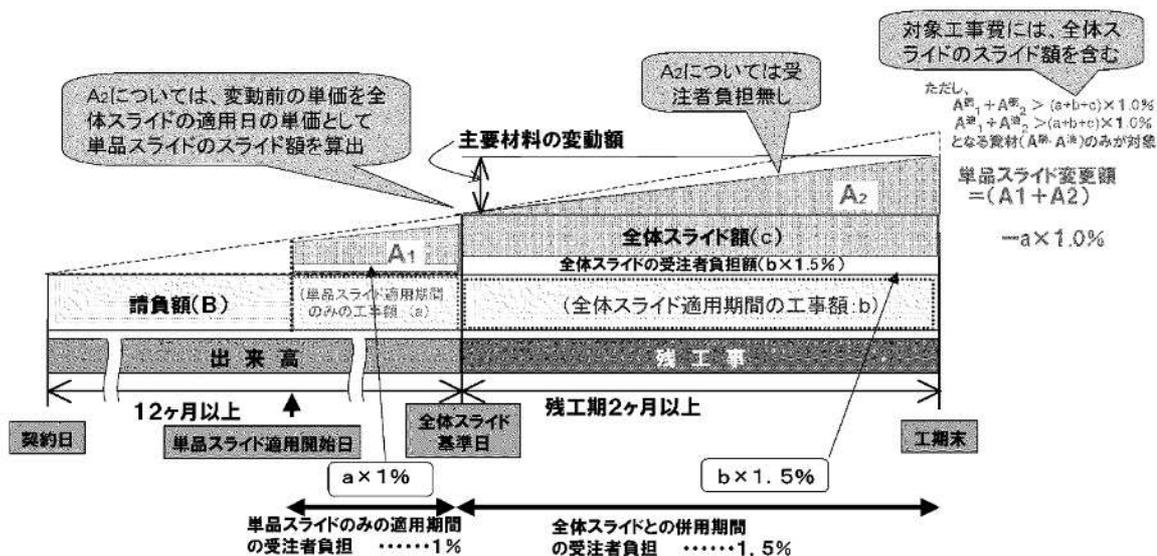
- ① 当初取り交わした書面
- ② 急激な資材価格の高騰を受け変更を行った際の書面

4) 請求等手続き

- 請負者は工期末の2ヶ月前まで（ただし、年度末（工期末が2月15日以降）工事は12月15日まで）に様式1「単品スライド請求書」により請求を行う。
- 12月15日以降に契約する場合など前項の時期に請求が困難なときは、契約締結後、14日以内に請求できるものとする。
- 燃料油以外の対象材料においては、様式1と共に様式2「対象材料報告書」を提出する。
- 様式2「対象材料報告書」には、対象数量全量の搬入時期、購入先及び購入価格を証明できる納品書、請求書、領収書を添付する。
ただし、請求時において、対象数量・購入価格等が未確定の場合、様式2は見込みにより提出するものとし、数量等確定後、工事打合せ簿と共に再提出する。
- 契約担当者は、請求日から7日以内に協議開始の日を様式3「協議開始日通知書」により請負者に通知する。なお、「協議開始の日」は、原則、「工期末から45日前の日」とする。ただし、工事内容により対象数量の確定時期を考慮して「45日前」を「15日前」とすることができる。
- 単品スライド条項に基づく変更契約は、原則として、精算（通常の）変更契約後に行う。

(3) . 全体スライド条項併用時の特例

- ▶ 全体スライド条項によるスライド額を算出した上で、その対象とならない価格上昇を単品スライド条項で反映することができる。
- ▶ 全体スライド条項と単品スライド条項とを併用した期間においては、単品スライド条項の変動前の単価は全体スライド条項の適用日の単価を用い、単品スライド条項に係る請負者負担は求めない。なお、この場合、単品スライド条項に係る対象工事費は、全体スライド条項に係るスライド額を含む変更後の全体工事費（出来形検査済部分は対象外）となる。



(4) . 様式

1) 請負者発議の場合

請負者発議の場合の様式一覧および様式は以下の通り。

表 1 様式一覧

様式	提出書類名	提出者	受領者	時期・備考
1	単品スライド請求書	請負者	発注者 (監督員)	工期末の2ヶ月前 又は年度末工期の場合 12/15 までに提出
2	対象材料報告書 (燃料油以外)	請負者	発注者 (監督員)	「様式1」と同時に提出 (数量・購入価格が未確定の場合見込み可、確定後打合せ簿と共に再提出)
3	協議開始日通知書	発注者 (契約担当)	請負者	「様式1」の請求日から7日以内に通知
4	(単品スライド条項に基づく) 契約変更協議書	発注者 (契約担当)	請負者	協議開始日から14日以内
4-1	対象材料内訳表	発注者 (契約担当) 監督員作成	請負者	「様式4」に添付
5	(単品スライド) 請求書取下げ書	請負者	発注者 (監督員)	請負者が単品スライド条項適用外と判断した場合提出
6	証明書 (建築関係工事のみ使用)	下請負会社	発注担当課 (監督員)	変動後の実勢価格より実際の購入金額が高い 場合であって、当初想定した金額が確認出来る 資料として見積書を提出する場合に添付
	納品書、請求書、領収書	請負者	発注者 (監督員)	「様式2」(確定)に添付

※対象材料が燃料油のみの場合は、様式2ならびに納品書、請求書、領収書の提出は不要。

様式 1

年 月 日

愛 知 県 知 事
[愛知県 所長]

請負者 住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び
代表者職氏名)

物価の変動に基づく請負代金額の変更について (請求)

年 月 日付けで契約した下記工事について、愛知県公共工事請負契約約款第 26 条第 5 項の規定に基づき、請負代金額の変更を請求します。

記

工 事 名

路線等の名称

工 事 場 所

対 象 材 料

対象材料報告書 (燃料油以外)

(見込み・確定)

工事名											
路線等の名称											
工事場所											
請負者名											
請負代金額 (最終)		金 円 (税抜き)						出来形検査済			
		金 円 (税込み)									
工期		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日									
設計		材料購入報告						契約時想定		備考	
名称	規格	規格	搬入日	単位	数量	単価	金額 (円)	単価	金額 (円)		
合計金額											

対象工事費 (税抜き)	請負代金額 × (1 - 出来形検査済部分)	0	(円)
想定スライド額 (税抜き)	(購入価格 - 契約時想定価格) - 対象工事費 × 1%	0	(円)
想定スライド額 (税込み)	想定スライド額 (税抜き) × 1.10	0	(円)

留意事項

- 1) 搬入日、購入数量、購入単価等を確認できる証明資料(納品書、請求書、領収書等)を添付の上、提出すること。
ただし、「見込み」で提出する場合は除く。
- 2) 対象数量・購入価格等が未確定の場合、「見込み」で提出し、数量等確定後、工事打合せ簿と共に再提出すること。
- 3) 対象材料は、品目、搬入日及び購入単価毎にまとめること。
- 4) 対象としたい材料のみ記載すること。
- 5) 1)の証明資料に不備があり、対象材料の確認ができない場合は、単品スライド条項の対象材料とならない。

記載例

様式 2

対象材料報告書 (燃料油以外)

(見込み・確定)

工事名		平成 26 年度 橋梁整備工事										
路線等の名称		一般国道△△号(●●大橋)										
工事場所		■■市▲▲町地内										
請負者名		株式会社★★橋梁										
請負代金額(最終)		金 120,000,000 円(税抜き)				出来形検査済		0.00%				
		金 129,600,000 円(税込み)										
工期		平成 26 年 4 月 30 日～平成 27 年 2 月 20 日										
設計		材料購入報告						契約時想定		備考		
名称	規格		規格	搬入日	単位	数量	単価	金額 (円)	単価	金額 (円)		
厚鋼板 ガーダー用	SM520C	38<t≤50	49	H26.6.25	t	0.41	110,000	45,100	85,000	34,850		
			40	H26.6.25	t	0.30	110,000	33,000	85,000	25,500		
	SM490YB	25<t≤38	38	H26.8.1	t	2.70	115,000	310,500	80,000	216,000		
			36	H26.8.1	t	0.50	115,000	57,500	80,000	40,000		
			30	H26.8.1	t	0.77	115,000	88,550	80,000	61,600		
			26	H26.8.1	t	0.91	115,000	104,650	80,000	72,800		
	SM490YA	16<t≤25	18	H26.7.14	t	2.00	110,000	220,000	78,000	156,000		
			16		H26.6.25	t	40.00	105,000	4,200,000	78,000	3,120,000	
					H26.7.14	t	30.00	110,000	3,300,000	78,000	2,340,000	
					H26.7.14	t	15.00	110,000	1,650,000	78,000	1,170,000	
		小計			85.00	-	9,150,000	-	6,630,000			
SM400B	25<t≤38	20	H26.6.25	t	0.12	90,000	10,800	70,000	8,400			
		12	H26.6.25	t	0.07	90,000	6,300	70,000	4,900			
形鋼	SS400		H26.8.1	t	4.50	100,000	450,000	70,000	315,000			
高カトルシア ボルト	S10T	M20,22		H26.7.14	t	8.10	220,000	1,782,000	190,000	1,539,000		
ステンレス ボルト・ナット	SUS304	M16×50		H26.7.14	組	80.00	150	12,000	120	9,600		
合計金額								12,270,400		9,113,650		

対象工事費(税抜き)	請負代金額×(1-出来形検査済部分)	120,000,000	(円)
想定スライド額(税抜き)	(購入価格-契約時想定価格)-対象工事費×1%	1,956,750	(円)
想定スライド額(税込み)	想定スライド額(税抜き)×1.10	2,152,425	(円)

発注者発議の場合は“+”

留意事項

- 1) 搬入日、購入数量、購入単価等を確認できる証明資料(納品書、請求書、領収書等)を添付の上、提出すること。
ただし、「見込み」で提出する場合は除く。
- 2) 対象数量・購入価格等が未確定の場合、「見込み」で提出し、数量等確定後、工事打合せ簿と共に再提出すること。
- 3) 対象材料は、品目、搬入日及び購入単価毎にまとめること。
- 4) 対象としたい材料のみ記載すること。
- 5) 1)の証明資料に不備があり、対象材料の確認ができない場合は、単品スライド条項の対象材料とならない。

様式 3

第 号
年 月 日

様

愛 知 県 知 事 印
[愛知県 所長]

物価の変動に基づく請負代金額の変更について（通知）

年 月 日付けで請求のあったこのことについては、下記のとおり協議開始日を定めたので、愛知県公共工事請負契約約款第 26 条第 8 項の規定に基づき、通知します。

なお、当該請負代金額の変更については、当該工事に係る主要な工事材料の変動額が請負代金額の 1000 分の 10 を超える額について行うものとします。

また、請負代金の変更額の算定に必要な資料の提出については、監督員から別途指示します。

記

工 事 名

路線等の名称

工 事 場 所

協議開始日 平成 年 月 日

担 当
電 話
内 線

様式 4

第 号
年 月 日

様

愛 知 県 知 事 印
[愛知県 所長]

契約内容の変更について（協議）

年 月 日付けで契約した下記工事について、別添の変更契約書のとおり契約内 容を変
更したいので、協議します。

なお、ご異議のない場合は、変更契約書に押印のうえ、1部提出してください。

記

工 事 名

路線等の名称

工 事 場 所

担 当
電 話
内 線

特に定めた契約条件

この変更契約は、愛知県公共工事請負契約約款第26条第5項の規定に基づき、請負代金額を変更するものである。

様式 5

年 月 日

愛 知 県 知 事
[愛知県 所長]

請負者 住 所
(所在地)
氏 名
〔 名称及び
代表者職氏名 〕

物価の変動に基づく請負代金額の変更について（取下げ）

年 月 日付けで行った愛知県公共工事請負契約約款第 2 6 条第 5 項の規定に基づく請求
については、取り下げます。

記

工 事 名

路線等の名称

工 事 場 所

様式 6

年 月 日

愛知県〇〇局〇〇課宛て

〇〇〇〇株式会社
【(補足) 下請負会社↑】

証明書

年 月 日付け△△△△株式会社【←元請会社名(補足)】あて提出した「□□□□建築工事」の見積書について、金額等の記載事項に間違いはございません。なお、見積金額は設計価格のため、取引価格としては〇,〇〇〇,〇〇〇円です。(を想定しておりました。)

見積書担当者連絡先

〇〇〇〇株式会社 〇〇部 〇〇〇〇
連絡先：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇